

東 整 青 港 管 号 外  
令和 5 年 4 月 1 日

関 係 各 位

青森県東青地域県民局地域整備部  
青森港管理所長  
( 公 印 省 略 )

青森港における制限区域への出入管理の「P S カードと同等の身分証明書  
( スタッフカード)」発行申請について

青森港の保安対策につきまして、日頃から御理解及び御協力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、平成22年4月に、国土交通省の「国際港湾施設の保安対策に関するガイドライン」が改定され、これまで制限区域への立入る際に携帯していた「制限区域内立入許可証」及び「制限区域内車両通行許可証」に代わり、平成25年7月1日から、P S (ポートセキュリティ) カードと同等の身分証明書(以下「スタッフカード」という。)を使用した出入管理を完全実施することになりましたので、お知らせいたします。